

No.166	◆退所・就職した退所児童(未成年者)に親権者がお金を無心しに来る。
No.167	◆児童は身障手帳を持っていた。親権者(母親)が自分の携帯電話が使えなくなったため、児童の身障手帳を貸してもらい、当該児童名義の携帯電話を作る。その後、母親は住居不明となり、施設からの電話にも出なくなった。児童名義の携帯電話の督促状や、債権会社からの督促状が届くようになった。当該児童は就職をするために携帯電話が必要となったが、母親の負債があるために、携帯電話の契約ができずに困った。その後、児童の親戚の名義を借りて、プリペイド式の携帯電話を持たすことができた。
No.168	◆親権者(実母)が、入所児童の高校卒業後に専門学校での勉学希望を断念させた。施設は九州だが、実母が働く会社(関東)に仕事を斡旋し、低賃金で働かされ、購入する衣服も実母が着るといって持って行く。時々お金も無心される。断ると、2~3回関東から九州の施設に面会に来たことがあるが、「その時の旅費を返せ」といわれることがあった。
No.169	◆退所後、退所児童が仕事をしているとわかると、親権者(親)が何かにつけてお金を要求する。
No.170	◆数年来、何の連絡もなかった親権者(母親)が、児童が高校を卒業する頃に現れ、「生活を援助してほしい」と頼み込んでくる。退園して施設の県外に就職すると、母親が毎月お金の仕送りを求めてくる。母親の要求分のお金を仕送りしないと、母親は直接退所児童の就職する会社に電話し、要求額を直接母親に送金するよう依頼する。母親からの電話を職場から注意された退所児童は、半年ほどで会社を辞めている。
No.171	◆入所児童が18歳になって自立しようとした際や、自立してから、今まで子どもを養育しなかったにもかかわらず、子どもの収入をあてにしたり、「親の面倒は子どもがみるのがあたり前」と、子どもが自立した後あてにしてくる親がいる。場合によっては、施設退所後も退所児童から「バイト代等で貯めたお金を預かってほしい」という例がある。
⑤	その他
No.172	◆退所後、当該児童は頑張っていたが、親権者である親が新興宗教に入信しており、そちらに入信させてしまった。

3. ヒアリング項目 ③、④、⑤についての意見

全国児童養護施設協議会

常任協議員等（執行部）への意見聴取結果

【ヒアリング事項③】施設内の児童の身上監護について、親権よりも施設長の権限が優先することを導入することについて	
No.173	<p>【条件つき賛成】</p> <p>施設入所中の子どもの病気など、急を要するときなどは、施設長の権限が優先することを導入をお願いしたい。意見調整の場や、施設が判断に迷う場合に、意見を求める機関があればよいと思う。</p>
No.174	<p>【条件つき賛成】</p> <p>施設長の権限を優先することは歓迎するが、そのようなケースにあっては、親とのトラブルが子どもに大きく影響することがある。児童相談所においても親権が優先され、親との調整が困難になることも多々あることから、客観的な司法判断の裏づけが必要と考える。</p> <p>また、その後の状況によっては、相当の覚悟を持った判断をせざるを得ないこともあり得るため、子どもの権利を阻害することにならないよう、行為に移る前にその判断の正当性を判断する、司法が関与する機関も必要ではないかと考える。</p>
No.175	<p>【現状の改善が必要】</p> <p>現状でも、施設長に認められている権限(監護、教育、懲戒)を十分に行使することによって、解決できることが多い。</p> <p>したがって、親の権限行使を制限するための立法の必要性はないと思われるが、紛争をまねいたときのことを考えると、裁判所の判断を必要とすることが、紛争の予防と子どもの利益実現につながると考える。</p>
No.176	<p>【現状の改善が必要】</p> <p>親権は、一方で子どもの保護責任を親に課すことを含むものであると理解すれば、最善の利益が守れなければ制限(施設長権限を優先)することは必要。</p> <p>しかし、最善の利益とは何かの基準がなく、親と施設長の見解の相違も生じる。ゆえに、その裁定あるいは判断を示す第三者機関とその制度、加えて、急を要する状況が多いので、児童福祉審議会などではなく、もっと権限のある裁判所、そして中間的に弁護士介在ができる制度が必要。</p>
No.177	<p>【安易な導入は反対】</p> <p>安易な導入には反対である。親にとっても、子にとっても大きな人権制限となる。導入にあたっては、身近な日常生活にかかわるものに限定すべきである。</p> <p>経済行為(預貯金口座の開設、管理、アルバイト就労、賃金の管理、携帯電話などの軽易な契約)、法定伝染病の予防注射等で、それ以外の高校進学、就職については、子どもの将来(人生)を決定付けるものまで広げるのはどうか。</p> <p>また、退所まで親権を制限することとなった場合、退所後の親権はどうなるのか。退所をもって親権制限は終了することになると考えるが、その後の親権は誰がどのようにするのか。</p> <p>また意見調整の場等について、民事調停のようなものであれば良いが、単に意見を求める機関の意見を参考として決めるとしても、意見を参考にした措置について、異議がなされた場合、どこまでその機関の意見が対抗できるのか。単なる参考意見であれば必要ない。</p>
No.178	<p>【導入には反対】</p> <p>施設長の権限が親権よりも優先する制度の導入には反対。理由は、現状制度でも施設として不都合を感じる場面は少なく、今後も同様に不都合を感じることはないように思われる。</p> <p>むしろ施設長に権限が導入されると、本来的に行政が行うべき業務も、施設長もしくは施設に委託される場面が増え、逆に施設と保護者との信頼関係の形成に支障をきたすケースが増えるように思われる。親権よりも優先されるべき権限は、児童相談所等の措置権者に持たせるべきであると考え。</p> <p>仮に、施設長の権限が強化された場合、当然調整機関が必要である。</p>
No.179	<p>【考え方の整理が必要】</p> <p>施設入所はあくまでも行政の措置委託であり、施設は親と直接契約を結んでいるわけではないので、親権そのものの代行権を付与するものではないはずであり、施設内における施設長としての身上監護権というものを明確に確立すべきである。親権とは別のものとして扱うことが必要。</p>

【ヒアリング事項④】 施設長等が親権を行う事例が増える可能性について	
No.180	<p>【未成年後見制度の整備が先】 未成年後見制度をきちんと整備する必要がある。施設長が未成年後見人を引き受けるべきではない。財産管理権も与えられていない現状で、未成年後見人を受けるのはおかしい。</p>
No.181	<p>【慎重な検討が必要】 当施設では、必要に応じて施設長が未成年後見人となっているが、施設によっては施設長の交代のサイクルが早い施設もあり、一概に施設長が未成年後見人になったり、親権代行を行うことは慎重に検討したほうが良いと考える。</p>
No.182	<p>【司法の介入が必要】 従来はこのような事例は少なかったが、親権の停止、制限が柔軟に行われるようになった場合、親が存在する以上は、トラブルが起きやすくなる。そのため親権の停止手続きには司法がしっかりと介入し、理由と解除の方策も親に明確に示し、理解してもらうことがまず必要。また公的機関代行が望ましい。 法人代行は、施設長が理事長に代わるだけであり、役職が異なる個人になるだけで、意義は薄い。措置権者が代行するのが自然。</p>
No.183	<p>【法的整備が必要】 未成年後見制度は、いままで積極的議論がなされていない。施設長が具体的にどの範囲で権限を行使すればよいかわからない。子どもの養護の社会的責任を考えれば、法的整備は不可欠である。</p>
No.184	<p>【措置権者としての児童相談所のかかわりが必要】 いずれにしても、施設長単独(独断)で行うことなく、児童相談所長なりのチェック機関が必要となる。</p>
No.185	<p>【子どもの育ちの過程における整理が必要】 親族等のなかから未成年後見人を選任している現状はそのままで良いが、施設長は職員でもあり、社会福祉法人の公的使命を果たす意味から、社会福祉法人が未成年後見人になることは良いと思う。ただし、措置解除後の、成人にいたるまでの措置権者と未成年後見人との関係、有事の場合の補償、一法人一施設の負担についても整理する必要がある。 裁判の結果ということではあるが、現場や子どもが不利益を被らないような、最善の利益追求に向けたいとなみが保障される法整備をお願いしたい。</p>
No.186	<p>【子どもの将来を考えればやむを得ない】 未成年後見人が見つからない場合には、施設長等が親権を行わなければ、その子どもの就職や将来に影響すると思われるので、やむを得ないと思う。</p>

【ヒアリング事項⑤】 その他、親権問題についての意見

No.187	<p>被虐待児ケースが中心となり、そのための法整備が全体に関係することはそのとおりである。虐待だけではなく、障害をかかえる親への困難な対応も多くなっている。</p> <p>親権問題とは別になるが、どのような状況でも、家族統合の可能性を探る姿勢は必要である。関係の修復、改善に向けて、親権の制限を受けた、あるいは問題のある親への業種、分野をこえた横断的な支援体制のあり方についても早急に検討していく必要がある。</p>
No.188	<p>慎重な検討が必要。とくに調整機関、チェック機関の設置は必要。また、施設長資格の見直しも必要である。</p>
No.189	<p>施設長の権限強化については慎重な協議が必要。もっと現場の意見を聴取し、時間をかけての協議が必要。</p>
No.190	<p>当施設には、非親権者の実父からの虐待により入所した子どもがいる。親権者であった母の死亡により、養育者が実父となっていた状況である。虐待介入により子どもが保護されたが、後見人が選任されないと正式な施設措置がされないため、時間をかけて考慮した結果、児童相談所は弁護士に依頼し、弁護士に未成年後見人を引き受けてもらい、現在にいたっている。</p> <p>このように、弁護士あるいは弁護士会に引き受けてもらう制度は可能であろうか。</p>
No.191	<p>子どもの利益を守るためにだけある、司法の成立を願う。親権行使は児童相談所の所長が職として行うのが適切であると考えるが、そうすると行政と司法との関係で課題が残るかもしれない。</p>